

(設置)

**第1条** 本市における市勢の振興を図るための計画（以下「市勢振興計画」という。）策定に関し、必要な事項を調査審議するため、島原市市勢振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の市勢振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の関係団体等の代表者又は役員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから委員を選任することができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 会長は、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は委員の互選による。

3 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の意見聴取)

**第8条** 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集する審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。